

## 松川町子育て住まい仕事施策一覧

### ●子育て

事業名(内容)	問合せ先			
<p><b>○男女の出会い交流の場の創設</b> (内容) ・北部地区結婚相談所「愛ねっと北部」を下伊那北部地区5町村で共同運営。</p>	保健福祉課 福祉係 TEL36-7022 (内線:228)			
<p><b>○結婚祝品支給</b> (内容) ・町の次世代を担う定住者の結婚を祝福し、マーくんギフトカード 5,000 円分を祝品として支給。</p>	住民税務課 住民係 TEL36-7024 (内線:222)			
<p><b>○めばえ支援(不妊治療費助成)</b> (内容) ・不妊症および不育症に悩む夫婦を援助するため、治療に関する費用に対し、30万円を上限とし1/2補助をします。</p>	保健福祉課 保健予防係 TEL36-7034 (内線:229)			
<p><b>○妊婦健康診査</b> (内容) ・母体の安全と胎児の健康保持を図るため、妊婦一般健康診査14回分の費用を助成。</p>				
<p><b>○乳児健康診査</b> (内容) ・乳児の病気の予防と早期発見、および健康保持のため、生後1ヶ月児の一般健康診査の費用を、上限5,720円まで補助。</p>				
<p><b>○産後健診</b> (内容) ・出産後間もないお母さんのため、概ね産後2週間及び1ヶ月以内の産後健診の費用を補助。5,000円を上回った場合の差額は自己負担。</p>				
<p><b>○出生子育て支援金</b> (内容) ・子どもの誕生を祝福し、健やかな発育を願い交付。</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">*支給金額</td> <td style="padding: 5px;">第1子、第2子:5万円、第3子:10万円 ※両親どちらかが消防に加入している場合は、2万円を加算します</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">*支給品</td> <td style="padding: 5px;">マーくんカードと現金</td> </tr> </table>		*支給金額	第1子、第2子:5万円、第3子:10万円 ※両親どちらかが消防に加入している場合は、2万円を加算します	*支給品
*支給金額	第1子、第2子:5万円、第3子:10万円 ※両親どちらかが消防に加入している場合は、2万円を加算します			
*支給品	マーくんカードと現金			

<p><b>○児童手当支給事業</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代の社会を担う子供の健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学生までの児童を対象に支給。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="228 383 1161 629"> <tr> <td>*0～3 歳未満</td> <td>一律 15,000 円/人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">*3 歳～小学校修了まで</td> <td>第 1 子・第 2 子 10,000 円/人</td> </tr> <tr> <td>第 3 子以降 15,000 円/人</td> </tr> <tr> <td>*中学生</td> <td>一律 10,000 円/人</td> </tr> <tr> <td>*所得制限以上</td> <td>一律 5,000 円/人(特別給付)</td> </tr> </table>	*0～3 歳未満	一律 15,000 円/人	*3 歳～小学校修了まで	第 1 子・第 2 子 10,000 円/人	第 3 子以降 15,000 円/人	*中学生	一律 10,000 円/人	*所得制限以上	一律 5,000 円/人(特別給付)	<p>保健福祉課 福祉係 TEL36-7022 (内線:228)</p>
*0～3 歳未満	一律 15,000 円/人									
*3 歳～小学校修了まで	第 1 子・第 2 子 10,000 円/人									
	第 3 子以降 15,000 円/人									
*中学生	一律 10,000 円/人									
*所得制限以上	一律 5,000 円/人(特別給付)									
<p><b>○児童等医療費給付事業</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに対する経済支援として、長野県内の医療機関窓口での支払いが、受給者負担金(上限 300 円)のみとなる。</li> <li>・県外での医療機関受診の際は、申請により受給者負担金を控除した金額を、後日助成金として支給(領収書(診療報酬点数)が必要)。</li> <li>・町独自の政策として助成対象者の範囲を、県の補助対象者の範囲よりも拡大し、高校生相当年齢までの子供を対象。所得制限なし。</li> </ul>										
<p><b>○保育料軽減</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園を運営し、保護者が安心して就労できるよう、乳幼児を保育。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*通常保育、障がい児保育、延長保育、乳児・未満児保育(全園) <ul style="list-style-type: none"> <li>※福与保育園は 2 歳児のみ</li> <li>※1 歳未満については、ご相談ください</li> </ul> </li> <li>*一時、休日保育(名子中央保育園)</li> <li>*病後児保育(上片桐保育園)</li> </ul> </li> <li>・幼児教育・保育の無償化に伴う対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>*保育園等を利用する 3 歳から 5 歳までの子どもたちの保育料が無料</li> </ul> <p><u>ただし、副食費はこれまでどおり保護者負担</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇第1子副食費は、月額 4,500 円</li> <li>◇第 2 子副食費は、月額 2,250 円(5 割軽減)</li> <li>◇第 3 子以降の副食費は、無料</li> <li>※第 2 子、3 子以降は、町独自の施策として所得制限を撤廃</li> <li>*0 歳から 2 歳までの子どもたちは、住民税非課税世帯を対象に無料</li> </ul> </li> </ul>	<p>こども課 保育園係 TEL36-7023 (内線:235)</p>									

<p><b>○子育て支援</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター「おひさま」を開設し、子育て中の親子を支援。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*子育て親子の交流の場</li> <li>*子育て相談(毎週金曜日は相談員が対応)</li> <li>*「おひさままつり」などイベントの開催</li> <li>*ブックスタート など</li> </ul> </li> </ul>	<p>こども課 こども係 TEL36-7023 (内線:235)</p>								
<p><b>○児童クラブ(児童館)</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事等の都合で、放課後、留守家庭となる児童を保育。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="228 667 895 869"> <tr> <td>*開設場所</td> <td>名子児童館、上片桐児童館</td> </tr> <tr> <td>*対象</td> <td>小学校1年～6年</td> </tr> <tr> <td>*利用料:月2,000円(基本)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(利用料の詳細はお問い合わせください。)</td> </tr> </table>	*開設場所	名子児童館、上片桐児童館	*対象	小学校1年～6年	*利用料:月2,000円(基本)		(利用料の詳細はお問い合わせください。)		
*開設場所	名子児童館、上片桐児童館								
*対象	小学校1年～6年								
*利用料:月2,000円(基本)									
(利用料の詳細はお問い合わせください。)									
<p><b>○放課後こども教室</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後に子供たちがスポーツ文化活動を実施する「放課後こども教室」を小学校にて開設。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="228 1093 1027 1294"> <tr> <td>*中央小学校</td> <td>1～2年生対象(町体育館体力相談室)</td> </tr> <tr> <td>*北小学校</td> <td>1～6年生対象</td> </tr> <tr> <td>*開設時間</td> <td>放課後から下校時刻まで</td> </tr> <tr> <td>*利用料は無料</td> <td></td> </tr> </table>	*中央小学校	1～2年生対象(町体育館体力相談室)	*北小学校	1～6年生対象	*開設時間	放課後から下校時刻まで	*利用料は無料		<p>こども課 学校教育係 TEL36-7023 (内線:233)</p>
*中央小学校	1～2年生対象(町体育館体力相談室)								
*北小学校	1～6年生対象								
*開設時間	放課後から下校時刻まで								
*利用料は無料									
<p><b>○奨学金貸付事業</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町に居住し、経済的理由などにより、高校、大学等への就学が困難な方に対して奨学金を貸与。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*大学:月50,000円</li> <li>*高校:月20,000円</li> <li>*償還期間:卒業月の1ヵ年後から貸付を受けた期間の3倍の期間。</li> </ul> </li> </ul>									
<p><b>○ふるさと学費応援補助金</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさとを担う人材の確保と地域の活力を創出するため、奨学金の貸与を受け、大学等を卒業後、町内に居住する方が返還している奨学金の一部を補助。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*前年度中に返還した奨学金の1/4(年間限度額5万円×5回まで)</li> </ul> </li> </ul>									

<p><b>○準要保護児童・生徒就学援助</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的な事情により学年費、給食費の納入が困難なご家庭に小・中学校に通学する際に必要な費用の一部を支援。</li> <li>＊町内小中学校を通じて申請。対象要件、援助金額など詳細は学校教育係までお問い合わせください。</li> <li>＊毎年、決定された金額を年3回(7月、11月、3月)に分けて支給。</li> </ul>	
<p><b>○入学祝い金</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その年度の4月1日に松川町に住所があり、小学校、中学校に新入学する児童生徒の保護者に対し、児童生徒1人あたり20,000円を支給。</li> </ul>	<p>こども課 学校教育係 TEL36-7023 (内線:233)</p>

## ●住む

事業名(内容)	問合せ先
<p><b>○空き家情報バンク</b> (内容) ・空き家の有効利用として、田舎暮らし希望者に空き家情報を提供。</p>	
<p><b>○空き家家財道具等処分補助金</b> (内容) ・空き家情報バンク登録物件の家財道具等の処分費用の補助。 *処分費用の1/2 上限10万円まで</p>	まちづくり政策課 まちづくり推進係 TEL36-7014 (内線:212)
<p><b>○若者定住住宅取得祝い金</b> (内容) ・45歳以下の方が町内に住宅を取得した場合、1戸あたり10万円(マークンギフトカード)をお祝い金として交付。</p>	
<p><b>○住宅リフォーム補助金制度</b> (内容) ・住宅リフォーム工事費用の10%を補助、上限額10万円(マークンギフトカード)まで。 ・29年度より一戸建賃貸住宅のリフォームも対象となりました。 (※着工前に担当係へ相談をお願いいたします。)</p>	産業観光課 商工観光係 TEL36-7027 (内線:286)
<p><b>○住宅用太陽熱温水器設置補助</b> (内容) ・太陽熱温水器設置を支援。 *補助対象:住宅に設置する太陽熱温水器 (一体型)水を直接温める設備 (分離型)不凍液で間接的に温める設備 *補助金:設置費用の1/5 上限5万円</p>	環境水道課 環境係 TEL36-7026 (内線:263)
<p><b>○住宅用太陽光発電・蓄電設備設置費補助</b> (内容) ・太陽光発電設備・蓄電設備設置を支援。 *補助対象:住宅用(出力10kW未満)の太陽光発電・蓄電設備 *補助金: 太陽光発電:1kWあたり2万6千円 上限13万円 蓄電池:設置に要した費用の額に1/3を乗じて得た額 上限10万円</p>	TEL36-7026 (内線:263)

<p><b>○森のエネルギー推進事業補助</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペレット及び薪等を燃料とするストーブ、ボイラーの設置を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>*補助金:設置費用の1/2 上限5万円</li> <li>*長野県補助条件に該当するペレットストーブ、ボイラー上限15万円</li> <li>*焼却炉目的は、対象となりません。</li> </ul> </li> </ul>										
<p><b>【追加】○生ごみ処理機補助</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理機、ボカシ容器またはコンポスターの購入を補助。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*補助金:</li> </ul> </li> </ul> <table border="1" data-bbox="188 694 1177 846"> <tr> <td>生ごみ処理機</td> <td>購入金額3万円以上</td> <td>税抜き購入金額の</td> </tr> <tr> <td>ボカシ容器</td> <td>2基以上購入</td> <td>1/2以内</td> </tr> <tr> <td>コンポスター</td> <td></td> <td>上限4万円</td> </tr> </table>	生ごみ処理機	購入金額3万円以上	税抜き購入金額の	ボカシ容器	2基以上購入	1/2以内	コンポスター		上限4万円	
生ごみ処理機	購入金額3万円以上	税抜き購入金額の								
ボカシ容器	2基以上購入	1/2以内								
コンポスター		上限4万円								
<p><b>【追加】○雨水貯留施設設置補助</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水貯留施設の設置を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>*補助金:</li> </ul> </li> </ul> <table border="1" data-bbox="188 1064 1177 1272"> <tr> <td>100リットル以上 500リットル未満</td> <td>25,000円または設置経費1/2に相当する額のいずれか少ない額</td> </tr> <tr> <td>500リットル以上</td> <td>50,000円または設置経費1/2に相当する額のいずれか少ない額</td> </tr> </table>	100リットル以上 500リットル未満	25,000円または設置経費1/2に相当する額のいずれか少ない額	500リットル以上	50,000円または設置経費1/2に相当する額のいずれか少ない額						
100リットル以上 500リットル未満	25,000円または設置経費1/2に相当する額のいずれか少ない額									
500リットル以上	50,000円または設置経費1/2に相当する額のいずれか少ない額									
<p><b>○合併処理浄化槽設置整備事業</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共水域の水質改善と生活環境の向上のため、合併処理浄化槽の設置と適正管理を推進(集合処理区域外)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*合併処理浄化槽設置者に対し補助金を交付。 (設置工事開始前に、担当係へ相談をお願いいたします。)</li> <li>*維持管理の補助として、年間3回以上の保守点検に対し、2万円の補助。</li> <li>*修繕等の経費補助として、ブロワーの更新にかかる費用の1/2を補助、上限2万円まで。</li> <li>*法定検査手数料を町で全額負担。</li> </ul> </li> </ul>	<p>環境水道課 下水道係 TEL36-7026 (内線:265)</p>									

## ●働く

事業名(内容)	問合せ先
<p><b>○松川町無料職業紹介所</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員による無料職業紹介所を開設。</li> <li>・公共職業安定協会(ハローワーク飯田・伊那)の情報を提供。</li> <li>・雇用就業相談員の配置により、町内企業と連携し、求人情報を発信。</li> <li>・就職ガイダンスの実施。</li> </ul>	<p>産業観光課 商工観光係 TEL36-7027 (内線:286)</p>
<p><b>○町商工業振興資金預託事業</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会及び金融機関の協力を得て、制度資金による支援。 *若手経営者育成資金 *経営健全化資金 ほか</li> </ul>	
<p><b>○創業支援事業</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会をワンストップ窓口として、起業支援を行います。必要に応じて、開業に必要な資金の1/2、上限100万円を補助。</li> </ul>	
<p><b>○集落支援員・農地利用調整推進員の設置</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部からの移住による人材確保、新規就農相談、農地斡旋や経営支援を拡充するため、農村観光交流センターみらいに集落支援員・農地利用調整推進員を配置。</li> </ul>	<p>産業観光課 農業振興係 (交流センター みらい内) TEL34-7066</p>
<p><b>○農業次世代人材投資資金(国)</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則50歳未満の青年で就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する交付金を給付。 *年間最大1,500千円 研修期間(2年以内)就農後(5年以内)</li> </ul>	